

令和6年7月22日

第439回千葉地方最低賃金審議会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は応募要領によりお申込みください。

記

1. 日 時 令和6年8月5日(月) 午後3時30分～

2. 場 所 千葉労働局 1階共用会議室(千葉市中央区中央4-11-1)

3. 議 題

(1) 千葉県最低賃金の改定について

(2) その他

4. 傍 聴 者 5名まで

5. 応募要領

(1) 傍聴希望者は別紙記載要領により「往復はがき」(希望者1名につき1枚)でお申込みください。

お申込みの締切りは令和6年7月29日(月)午後5時(必着)です。投函場所及び投函された曜日・時間帯により配送に日数を要する場合がありますので、ご注意ください。

(2) 会場の収容人数に限りがございますので、希望多数の場合は抽選とさせていただきます。抽選の結果は、返信用はがきにて御連絡いたしますので、当日はそのはがきを持参してください。

(3) 当日は、審議会の開始10分前までにお越しください。審議会の開始後の入室は認められませんので、御注意ください。

なお、事前に御応募いただいた御本人であることを確認させていただく場合がありますので、当日は、御本人であることがわかるものをお持ちください。

6. その他

- ・ 傍聴される場合には、別添の遵守事項を厳守してください。
- ・ 車椅子を使われる方は、その旨お申込みの際にお書き添えください。
また介助の方がいらっしゃる場合は、その方の氏名も併せてお書きください。
- ・ 開催日時及び開催場所、議題等については、審議の状況により急遽変更になることがあります。電話で連絡をする場合がありますので、連絡先に記入漏れがないようご注意ください。

問合せ先 千葉労働局 労働基準部 賃金室 043-221-2328

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 発熱等、風邪の症状が見られる場合や体調に不安がある場合は、傍聴を御遠慮ください。
- 2 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに自席を離れないようにしてください。
- 3 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 4 携帯電話等、音の出る機器の電源は必ず切って傍聴してください。
- 5 写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の使用はできません。
- 6 静粛を旨とし、審議の妨害となるような行為は慎んでください。
- 7 審議における言動に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 8 プラカード、こん棒、旗、旗竿、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは会場内に持ち込めません。
- 9 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないでください。
- 10 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 11 その他、会長及び千葉地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、上記の各事項に反する行為を行うものについては、主宰者は、その者を退場させることがあります。

別紙

傍聴申込み往復はがき記載要領

往信面

<input type="checkbox"/>	2 6 0 8 6 1 2	
往信	千葉労働局労働基準部 賃金室あて	千葉第二地方合同庁舎 四一〇一 千葉市中央区中央

↑ 傍聴申込書の送り先

返信面

<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<p>令和6年8月5日開催の第439回千葉地方最低賃金審議会の傍聴を希望します。</p> <p>(傍聴希望者) 自宅住所 氏名 連絡先電話番号</p> <p>車いすを使用する場合はその旨を、 介助者がいる場合はその方の氏名を記入してください。</p>
返信	労働太郎様 △ △ △ △ △	千葉市中央区中央

↑ 傍聴希望者の自宅住所、氏名を記入してください。

傍聴申込みの往復はがきは傍聴希望者毎に作成してください。

傍聴申込みの往復はがきは令和6年7月29日(月)午後5時必着です。

投函場所及び投函された曜日・時間帯により配送に日数を要する場合がありますので、ご注意ください。